

## 審議会の会長及び副会長の選出について

(参考) 境港市男女共同参画推進条例

### 第3章 境港市男女共同参画推進審議会

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」といいます。)は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集します。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。